

京都市告示第144号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年5月23日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾緯9号 線	西京区松室庄田町27番地の5地先内	旧	メートル 6.10	メートル 4.00
		新	6.10	4.01 ~ 4.05

(建設局土木管理部道路明示課)